

鈴鹿市営繕工事技術検査基準

平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 この基準は、鈴鹿市工事検査要綱（平成 2 年鈴鹿市訓第 12 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、鈴鹿市の掌握する営繕工事に係る技術検査の技術的基準を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(技術検査の内容)

第 2 技術検査は、当該工事を対象として、現地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

(中間技術検査)

第 3 中間技術検査は、検査員が必要と認めた工事を対象として実施する。

2 中間技術検査は、完成検査及び出来高部分検査（部分完成検査を含む。次項において「完成検査等」という。）の時期並びに当該工事の主要工種を考慮し、出来形及び品質を確認するうえで重要と認められる時期に行うことを原則とする。

3 中間技術検査で確認した出来形については、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等を踏まえ再度の技術的確認が必要な場合を除き、完成検査等において、その確認を省略することができる。

(工事実施状況の技術検査)

第 4 工事実施状況の技術検査は、工事の施工体制、施工状況等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第 5 出来形の技術検査は、出来形の精度、出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

第 6 品質の技術検査は、品質、品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第7 出来ばえの技術検査は、仕上がり状態、納まり、形状、配置、関連工事（密接に関係する別契約の工事をいう。）との調和等について技術的な評価を行うものとする。

(その他)

第8 この基準に定める事項のほか、中間技術検査の実施に必要な事項は検査員が定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。